平成２１年（フ）第１７８４号
愛知県小牧市新町２丁目85番地　太平コーポラスⅡ405号
債務者　岩田良根こと　金　　良根
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　雄市
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７８号
和歌山県西牟婁郡上富田町生馬97番地の３
債務者　畑本　義勝
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月８日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第７９号
和歌山県西牟婁郡白浜町富田1500番地
債務者　畑本美貴男
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月８日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第３６７号
山形県天童市中里７丁目３番33―203号　ｅ一環境山形ビル
債務者　土屋　義廣
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　涼一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
山形地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第７７号
岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字小性堂27番地２
債務者　田頭千佳子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第４１３号
山形市松波３丁目６番６号　レピュートモアＡ203号
債務者　木村　容子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１５号
山形県天童市大字高擶北609番地の２
債務者　青木ゆりこと　金　　英林
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２８号
山形市下条町１丁目２番17号
債務者　枝松　　修
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５３号
埼玉県三郷市彦成３丁目258番地　県営三郷彦成団地２―403
債務者　横山明都志
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２２４号
岐阜県安八郡輪之内町大藪字西ノ寺552―１オアシスエイトⅡ105号、住民票上の住所愛知県一宮市宮地２丁目11番23号
債務者　稲垣　久芳
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
岐阜県大垣市八島町2366番地１　ファミールやしまＡ201号
債務者　田端　　茜（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第３０号
北海道紋別市大山町１丁目９番地の５
債務者　鈴江　幸一
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２１年（フ）第５２号
宮城県登米市豊里町上屋浦120番地　豊里上屋浦住宅３棟２号
債務者　及川　記悦
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第２２３３号
名古屋市熱田区二番２丁目25番６―308号　二番荘
債務者　榊原　正雄
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６４９号
愛知県知多郡阿久比町大字植大字浜田９番地１
債務者　阿部　光恵（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６５６号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘１棟506号
債務者　香山美津枝（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１３４号
名古屋市天白区表山１丁目118番地　コープ野村八事402号
債務者　和田　恵美（旧姓深谷）
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部